

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー



平成26年
7月号

法令遵守の徹底について

最近、個人タクシー事業者のひき逃げ事故、飲酒運転による事故、利用者への暴行・監禁など、あつてはならない事故・事件が相次いで発生しています。いずれも「乗って安心」を掲げる個人タクシーにとって、根本的な自覚や倫理観の欠如を疑われる問題であります。

言うまでもなく、個人タクシーは公共交通たる旅客自動車運送事業者であり、運転のプロとして優良・優秀な運転者に限り運転歴、無事故歴など高い要件をクリアした者に事業許可が与えられてきました。

しかし、たった一人の個人タクシー事業者がこのような行為を起こすことにより、利用者の信頼は失墜し、全国で営業している個人タクシー事業者全体の評価を下げるようになってしまいました。

一部の個人タクシー事業者の起こしたことでありますが、失った信頼を取り戻すには事業者一人ひとりが法令を遵守するとともに、不断の努力が必要です。引き続き事業者皆様のご協力をお願いいたします。

「個人タクシー事業者の無免許運転の防止について」通達から1年

平成25年6月28日付、関東運輸局自動車交通部長、自動車技術安全部長連名による無免許運転防止に向けた強い指導の徹底要請通達が発出され1年が経過しました。

当協会では、近年の個人タクシー事業者によるひき逃げ、飲酒運転、無免許運転、無車検運行、不適正営業等のあつてはならない事故・事件等に対して、再発防止のために度重ねて法令遵守への注意喚起を行っていますが、今般新たに長期間にわたる無免許運転（失効）によるものが発覚しました。また無車検運行による行政処分は、平成23年5件、平成24年3件、平成25年5件と毎年のように発生しています。

公共交通機関である個人タクシー事業において、このような事態が発生していることは、個人タクシー業界

無免許運転による行政処分

H25年以降分

	処分日時	処分内容	点数
1	H25. 4. 9	車両停止80日	8点
2	H26. 3.25	車両停止80日	8点
3	H26. 3.25	車両停止80日	8点
4	H26. 3.25	車両停止80日	8点

無車検運行による行政処分

H25年以降分

	処分日時	処分内容	点数
1	H25. 8.27	車両停止10日	1点
2	H25. 8.27	車両停止10日	1点
3	H25.11.19	車両停止10日	1点
4	H25.11.19	車両停止60日	6点
5	H25.11.26	車両停止60日	6点
6	H26. 3.10	車両停止60日	6点

として信用を失うばかりでなく、旅客自動車運送事業の安全性に対する信頼を大きく失墜させるものです。

一方、世界の旅行者が選ぶ都市ランキングでは「東京」の評価は非常に高く、とりわけ「タクシーサービスの総合的な評価」「タクシードライバーの親切さ」では、世界の一、二位を争うなどの結果が出ています。

個人タクシー業界として失った信頼を取り戻すには、その何倍もの時間と努力が必要になります。二度とこういう行為を起こさないよう、事業者一人ひとりが、個人タクシーの存立基盤さえ危ぶまれているという危機意識を常に持ち、改めて法令遵守の徹底と犯罪・非意行為の根絶をお願いいたします。

都内個人タクシー現況（平成26年6月1日現在）

許可事業者数 14,891名（前月比 -40名）
（特別区、武三14,434名 北多摩174名 南多摩283名）
傘下事業者数 14,583名（前月比 -51名）
（特別区、武三14,127名 北多摩174名 南多摩282名）

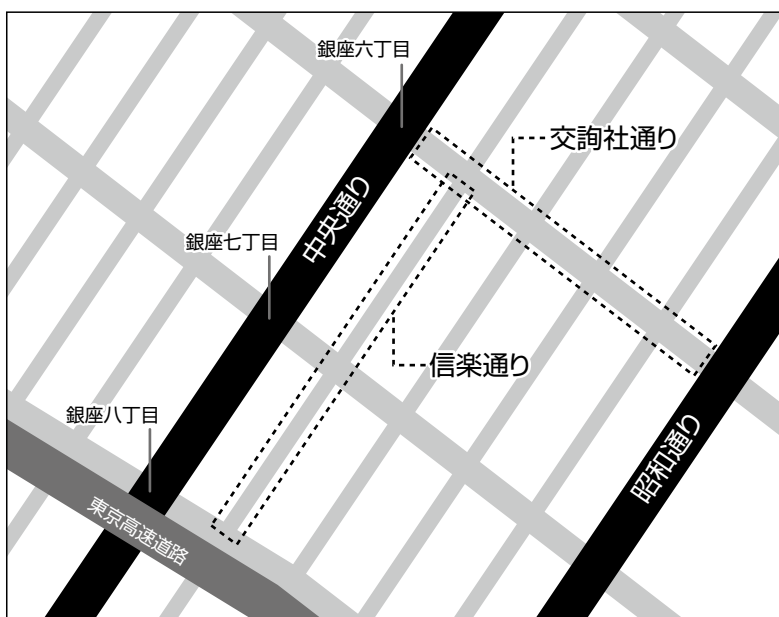
築地警察署・赤坂警察署・東京都からの改善要請 タクシーの不適正な客待ち待機等の改善要請及び交通事故防止について

【銀座地区】

築地警察署及び東京都より、銀座の交詢社通り（中央通りと昭和通りの間）と信楽通りにおいて、個人タクシーの不適正な客待ち待機による交通阻害、客引き・客選び行為等が常態化し、一般ドライバーや利用者等からの苦情が多数寄せられ、今後改善が見られなければ、取締りの強化も辞さない旨の厳重注意を受けております。

また一方では築地警察署管内における交通事故件数は減少しているにも関わらず、タクシーが関与する交通事故関与率については増加している状況であります。

事業者の皆様におかれましては、交通事故防止及び適正営業励行に努めるよう、お願いいたします。



【改善要請】信楽通り

・不適正な客待ち待機の禁止／タクシーが不適正な客待ち待機をしているため、交通渋滞が発生している。

【改善要請】交詢社通り

・不適正な客待ち待機の禁止／一方通行の両側をタクシーが客待ち待機をしているため、真ん中が走行車線となっている。また、銀座六丁目交差点において、青信号にも関わらず直ぐには発進せずに、交通渋滞が発生している。
・客引き・客選び行為の禁止／銀座六丁目交差点において、目的地等を聞き、遠距離の場合のみ乗車させている。
・法令遵守（表示違反）／表示を「迎車」・「予約」等にして、客引き・客選び行為をしている。

【赤坂地区】

赤坂警察署及び東京都より、外堀通り、青山通り、六本木通り、赤坂通りにおけるタクシーの不適正な客待ち待機、赤坂3丁目周辺（空車タクシーの通行禁止地区：タクシーセンター地図参照）での違反行為、そして赤坂エクセルホテル東急及び赤坂東急プラザ前の横断歩道付近においては、お客様を乗車させる為のバック行為等が常態化し、今後改善が見られなければ、取締りの強化も辞さない旨の指導を受けています。

また一方では赤坂警察署管内における交通事故件数は減少しているにも関わらず、タクシー関与の交通事故件数については増加しているとの指摘も受けております。

事業者の皆様におかれましては、交通事故防止及び適正営業励行に努めるよう、お願いいたします。



【改善要請】

タクシーの不適正な客待ち待機の禁止及びバック行為の禁止

・点線部分は、タクシーが不適正な客待ち待機をしている場所。また、赤坂通りでは、タクシーの不適正な客待ち待機による交通渋滞も発生している。
・○で囲んだ赤坂エクセルホテル東急及び赤坂東急プラザ前の横断歩道付近では、お客を乗せ、走り出すと次のタクシーが横断歩道に向けてバック（帝国バックと同様の行為）する行為が見られる。

夏休みに増加する子どもの交通事故

夏休みになると、子ども達の行動範囲もぐっと広がってきます。子ども達は、保護者の目の届かないところで、どのような行動をとっているのでしょうか。この機会に、子どもの交通事故の特徴を確認してみましょう。



子どもの交通事故の特徴 「以下、警視庁交通総務課交通安全教育企画係の資料一部抜粋」

子どもの交通人身事故で多いのは

道路横断中

自宅付近

夕方の時間帯

自転車の事故

小学生の男子児童



自転車では、交差点での安全確認が不十分なことや一時停止しなかったことが原因になっています。また、歩行中では飛び出しが原因になることが多くなっています。

期限更新者の内訳 (人)

更新者数	更新後の許可期限(内訳)				
	5年	3年	2年	1年	定年(最終更新)
2,129 (100%)	201 (9.4%)	858 (40.3%)	66 (3.1%)	999 (46.9%)	5 (0.2%)

※年齢、代務雇用中、事業休止中の理由により3年、2年、1年となった者を含む。

許可期限 1年連続者 (人)

初回	2回連続	3回連続	4回連続	5回連続	合計
458	133	44	10	0	645

※年齢、代務雇用中、事業休止中の理由により1年となった354名を除く。

許可期限が1年となった者999名のうち、年齢の理由(75歳以上)による337名及び代務・休止による17名を除く645名が道交法違反等によるもので、特別研修の対象となります。なお1年を5回連続すると「許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準」により期限更新を認めないことになりま

行政処分状況

平成26年5月分

処分日	氏名	処分内容(車両停止)	違反事項	違反事項	点数
5月13日	渡邊征二	文書警告及び安全確保命令	運輸規則第25条第3項	運転日報	0点
5月20日	金沢政雄	5日車及び安全確保命令	運輸規則第25条第3項他	運転日報他	1点

不適正営業集計表(街頭営業適正化指導規程)

(件)

発生月	警告事案	講習事案	処分事案	合計
平成26年4月	16	0	0	16

処分事案対処報告書(街頭営業適正化指導規程)

平成26年5月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
東個協	杉並支部	A・T	H26. 3.29	港区新橋1-16	メーター操作不適切		表示灯使用停止 精算停止 講習2日
東個協	文京第一支部	S・T	H25.12.14	港区新橋1-13	運送引受拒絶		表示灯使用停止 精算停止 講習2日
東個協	新東京支部	Y・T	H26. 3.11	港区新橋1-13	乗り場無視		表示灯使用停止 精算停止 講習2日
都営協	東京西北協組	F・K	H26. 3.28	千代田区内幸町1-5	待機禁止無視	加重	脱退勧告

※処分事案は東個協・都営協に処分を要請し、平成26年5月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

平成26年6月1日付け期限更新許可期限1年連続者について

安全第一、法令順守の営業を

平成26年6月1日付け期限更新の内容がまとまりました。

今回の更新者は2129名で、更新後の許可期限の内訳は5年201名、3年858名、2年66名、1年999名、定年を迎える最終更新5名でした。

許可期限が1年となった者999名のうち、年齢の理由(75歳以上)による337名及び代務・休止による17名を除く645名が道交法違反等によるもので、特別研修の対象となります。なお1年を5回連続すると「許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準」により期限更新を認めないことになりま

訃報

*5月

氏名	所属団体	享年	病名
稲本 正明	(東個協・足立第一支部)	63	肺癌
三ツ木 聡一郎	(東個協・足立第二支部)	43	直腸癌
中野 泰論	(東個協・板橋第一支部)	64	大腸癌
高橋 富男	(東個協・北支部)	69	膀胱癌
葉山 勇	(東個協・北支部)	62	心不全
佐藤 光孝	(東個協・杉並支部)	64	不明
望月 一三	(東個協・練馬支部)	74	肝不全
岡田 基	(東個協・文京第二支部)	67	腎不全
伊藤 嘉彦	(都営協・交友支部)	73	脳梗塞
高畑 松雄	(都営協・事業団支部)	75	前立腺癌
小川 誠	(都営協・事業団支部)	66	肺炎
山口 博司	(都営協・石神井支部)	66	肺炎
須田 辰男	(都営協・新運動協会)	79	肺炎
中田 健次	(多摩・東日本協組)	74	大動脈瘤破裂

港区環境課から 路上喫煙禁止の 徹底要請

港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルールです

港区では「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」が新たに制定され、指定喫煙場所を除く港区内全域の道路、公園、児童遊園、公開空地など屋外の公共の場では喫煙が規制されています。

区に寄せられる苦情の中には「個人タクシー事業者が客待ち待機中に外に出て喫煙する姿を見た」「個人タクシー事業者が路上にタバコをポイ捨てする姿を見た」等の苦情も寄せられております。

また、当協会主催の事業者研修会はメルパルクホール（港区芝公園2-15-20）を使用しており、研修会終了後、正面玄関付近及び駅までの路上の喫煙について、港区環境課から指摘を受けております。研修会終了後は当ホールの喫煙所でお吸いになってからお帰りいただきますようご協力をお願いします。



NO SMOKING!

感謝の手紙

東個協・世田谷第二支部

杉崎 正勝さんへの

感謝の言葉

最寄りの駅までの短い距離に利用したタクシーが、偶然個人タクシーさんでした。どちらまで行かれますか？「この行き方でよろしいですか？」と目的地や経路の確認がとて丁寧で、乗り心地の良い運転にも感じました。

降車時の「ありがとうございます。お気をつけて」と笑顔での挨拶も大変素晴らしいかったです。1メートルの短い距離でしたが気持ち良く乗車させていただきました。ありがとうございます。

「よかった」と感じていただけることが個人タクシーの未来へとつながります。一人ひとりの心構えで個人タクシーを利用していただくお客さまをこれからも増やしていきたいです。



東京 ぐるり

り

支部紹介 ● 第60回 ●

東京都個人タクシー協同組合杉並第二支部
(所在地・杉並区方南)

さらに団結力を高めるために

前身である全東京個人タクシー協同組合が、昭和56年諸般の情勢により、東個協との協同事業提携を解除となった後、有志が集い東個協加入を決議して誕生させたのが、杉並第二支部。3年前に30周年を迎えました。サークル活動も活発でゴルフ部や釣り部、ウォーキング部等参加者も多いのが特徴です。「とても和気あいあいとした支部なのですが、その団結力をさらに高めていくためには、事業者の確保も重要です。昨今の事業者数の減少には、危機感を覚えています。勉強会や譲渡譲受のマッチングを上手くまとめていきたいと思っています」と語る峰岸支部長は今年度新任されたばかり。「課題は色々ありますが、これからしっかりと取り組んで行きたいと思っています」と決意を語ってくれました。



支部の結束の高さがうかがえる、サークル活動。
左がボウリング部、右が唱友会。



左より石川監事、飯山副支部長、黒田理事、峰岸支部長、尾崎副支部長、藤井理事、小林理事

なんでも トピックス

地域のおすすめスポットや
クラブ活動、
名物ドライバーなど
なんでもご紹介

地下には巨大なトンネルが！

近くを流れる神田川の橋のたもとにある、神田川・環状七号線地下調節池。環状七号線の道路下（約40m）になんと延長4.5km、内径12.5mのトンネルがあり、雨水を一時的に貯水し神田川の氾濫を防ぎます。

